

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事
工事地名	自) 山梨県笛吹市石和町広瀬 至) 山梨県甲府市桜井 外 1 箇所

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 3 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 4 月
2) 事務所名	甲府河川国道事務所 工務第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026040001	1 4) 単価適用年月	2026 年 4 月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 4 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路改良工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	一式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	320 日間 自 令和 8 年 5 月 16 日 (当初) 至 令和 9 年 3 月 31 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	山梨県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	甲府地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 2 0 号	2 2) 処 分 費 等	436,080
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 3 月 16 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :
-----------	--------	-----------	----------

設計内訳書

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良 【新山梨環状道路】			式	1		47,712,423			
道路敷管理工			式	1		37,898,000			
防護柵工			式	1		7,686,000			
立入防止柵設置		柵高H=1.1m 木杭間隔2.0m							単-1号
			m	2,000	3,843	7,686,000			
防塵対策工			式	1		26,966,000			
土木シート									単-2号
			m2	20,000	762.8	15,256,000			
敷砂利		単粒度碎石 4号 30－20mm 仕上がり厚 100mm							単-3号
			m2	20,000	585.5	11,710,000			
道路除草工			式	1		3,246,000			
道路除草(複合)		肩掛け式							単-4号
			m2	20,000	150.3	3,006,000			
除草処分									単-5号
			t						
応急処理工			式	1		9,304,000			
応急処理作業工			式	1		9,304,000			

設計内訳書

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
応急作業		日	80	116,300	9,304,000			単-6号	
仮設工		式	1		510,423				
仮設進入路		式	1		510,423				
敷砂利	再生クランパン RC-40 仕上り厚 100mm	m2	734	695.4	510,423			単-7号	
直接工事費		式	1		47,712,423				
共通仮設費		式	1		5,531,000				
共通仮設費		式	1		431,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		431,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		5,100,000				
純工事費		式	1		53,243,423				
現場管理費		式	1		16,851,000				
工事原価		式	1		116,762,631				

設計内訳書

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
一般管理費等		式	1		20,387,369				
工事価格		式	1		137,150,000				
消費税相当額		式	1		13,715,000				
工事費計		式	1		150,865,000				

設計内訳書

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装 【上石田】			式	1		29,633,208			
舗装工			式	1		10,633,212			
切削オーバーレイ工			式	1		10,633,212			
切削オーバーレイ 【夜間】		7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型(20)DS3000	m2	2,580	3,944	10,175,520			単-1号
殻運搬(路面切削) 【夜間】		切削屑	m3	129	2,028	261,612			単-2号
殻処分		アスファルト殻	m3						単-3号
区画線工			式	1		2,306,420			
区画線工			式	1		2,306,420			
溶融式区画線 【夜間】		溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	590	583	343,970			単-4号
溶融式区画線 【夜間】		溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	420	604.1	253,722			単-5号
溶融式区画線 【夜間】		溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	120	1,380	165,600			単-6号
溶融式区画線 【夜間】		溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	39	1,222	47,658			単-7号

設計内訳書

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	380	1,222	464,360			単-8号	
溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 矢印・記号 ・文字 15cm換算 厚1.5 mm 排水性舗装無	m	560	1,394	780,640			単-9号	
溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 実線 20cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	330	759	250,470			単-10号	
防護柵工		式	1		6,232,896				
防止柵工		式	1		4,432,256				
転落(横断)防止柵	柵高 0.8m 土中建込	m	496	8,936	4,432,256			単-11号	
車止めボルト工		式	1		1,800,640				
車止めボルト	車止めボルト径 114.3mm 車止めボルト長さ 850mm	本	68	26,480	1,800,640			単-12号	
応急処理工		式	1		9,304,000				
応急処理作業工		式	1		9,304,000				
応急作業		日	80	116,300	9,304,000			単-13号	
仮設工		式	1		1,156,680				

設計内訳書

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	舗装		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通管理工			式	1		1, 156, 680			単-14号
交通誘導警備員			人日	21	55, 080	1, 156, 680			
直接工事費			式	1		29, 633, 208			
共通仮設費			式	1		4, 783, 000			
共通仮設費			式	1		807, 000			
運搬費			式	1		142, 000			単-15号
建設機械運搬費			台	1	142, 000	142, 000			
現場環境改善費（率計上）			式	1		665, 000			
共通仮設費（率計上）			式	1		3, 976, 000			
純工事費			式	1		34, 416, 208			
現場管理費			式	1		12, 252, 000			
工事原価			式	1		46, 668, 208			

内訳書<データ無し>

[自) 山梨県笛吹市石和町広瀬 至) 山梨県甲府市桜井]

単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数								
名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要

[自)

單價使用年月	
步掛使用年月	
勞務調整係數	

名称

規格

单位

数量

单価

金額

数量增減

金額増減

摘要

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-1号	立入防止柵設置	柵高H=1.1m 木杭間隔2.0m	単位	m	数量	100	単価	3,843
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
亜鉛メッキ鉄線		# 8 径4mm	kg	10	307	3,070		
杭丸太		松 L=1.8m 末口9cm 皮付 先端加工済み	本	50	680	34,000		
立入防止柵設置		柵高1.1m 木杭間隔2.0m	m	100	3,472	347,200		
計						384,270		
単価						3,843	円/m	

1 次単価表

							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単-2号	土木シート		単位	m2	数量		1	単価	762. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木シート (材料費)		ポリプロピレン(P.P)系織布 厚0.37mm N/5cm(980)		1. 08	160	172. 8			
防草シート設置		無し 覆土 固定ピンのみによる設置 平面部(1:2.0超) 無し	m 2	1	590	590			
計						762. 8			
単価						762. 8	円/m2		

							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単-3号	敷砂利	単粒度碎石 4 号 30-20mm 仕上がり厚 100mm	単位	m2	数量		10	単価	585. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
整地		敷均し(ル-ズ) 10,000m3以上 無し	m 3	1	104. 8	104. 8			
単粒度碎石		4 号 3 0 - 2 0 mm	m 3	1	5,750	5,750			
計						5,854. 8			
単価						585. 5	円/m2		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単-4号	道路除草(複合)	肩掛け式	単位	m2	数量	1	単価 150. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬		無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・通称2t積級) 11.5km以下 全ての費用	m 2	1	150. 3	150. 3	
計						150. 3	
単価						150. 3	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単-5号	除草処分		単位	t	数量	1	単価 [REDACTED]
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 (t)			t	1	[REDACTED]	[REDACTED]	
計						[REDACTED]	
単価						[REDACTED]	円/t

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	応急作業		単位	日	数量	1	単価	116, 300	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役									
普通作業員			人	1	33, 966	33, 966			
			人	3	27, 438	82, 314			
計						116, 280			
単価						116, 300	円／日		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	敷砂利	再生クッシャー RC-40 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	695. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤（車道・路肩部）		100mm 1層施工 再生クッシャー RC-40 全ての費用	m 2	1	695. 4	695. 4		
計						695. 4		
単価						695. 4	円／m2	

参考資料 (1)

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	立入防止柵設置	柵高1. 1m 木杭間隔2. 0m	単位	m	数量	100	単価	3, 472	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人	2	33, 966	67, 932			
普通作業員			人	6	27, 438	164, 628			
小型バックホウ（クローラ型）損料 標準型 超低騒音型		排出ガス対策型（3次基準値）容量（山積0. 13m3）	日	2	47, 540	95, 080			
諸雑費（率） 6%			式	1		19, 658			
計						347, 298			
単価						3, 472	円／m		

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	防草シート設置	無し 覆土 固定ピンのみによる設置 平面部(1:2.0超) 無し	単位	m ²	数量	1	単価	590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防草シート設置 (覆土)		時間制約無し 現場条件1 平面部(1:2.0超)	m ²	1	590.85	590		
諸雑費 (まるめ)			式	1		0		
計						590		
単価						590	円/m ²	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	処分費 (t)		単位	t	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費			t					
計								
単価							円/t	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	小型バックホウ（クローラ型）損料 標準型 超低騒音型	排出ガス対策型（3次基準値）容量（山積）0. 13m3	単位	日	数量	1	単価	47, 540
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	25	136	3, 400		
運転手（特殊）			人	1	31, 926	31, 926		
小型バックホウ（クローラ型）損料 標準型 超低騒		排出ガス対策型（3次基準値）容量（山積）0. 13m3	供用日	1. 78	6, 860	12, 210		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						47, 540		
単価						47, 540	円／日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単-1号	切削オーバーレイ 【夜間】	7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型(20)DS3000	単位	m2	数量	1	単価 3,944
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
切削オーバーレイ		7cm以下 一層 無 50mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート	m 2	1	3,944	3,944	
計						3,944	
単価						3,944	円／m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単-2号	殻運搬(路面切削) 【夜間】	切削屑	単位	m3	数量	1	単価 2,028
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬(路面切削)		有り 7.5km以下 全ての費用	m 3	1	2,028	2,028	
計						2,028	
単価						2,028	円／m3

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単-3号	穀処分	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価		
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費（m 3）			m 3	1					
計									
単価							円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単－4号	溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 実線 15cm 厚1. 5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	583
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 有り 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	583	583		
計						583		
単価						583	円／m	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単-5号	溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 破線 15cm 厚1. 5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	604. 1	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 破線 15cm 無し 1. 5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	604. 1	604. 1			
計						604. 1			
単価						604. 1	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単－6号	溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	1, 380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		有り 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	1, 380	1, 380		
計						1, 380		
単価						1, 380	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一7号	溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価 1, 222
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 45cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	1, 222	1, 222	
計						1, 222	
単価						1, 222	円／m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一8号	溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価 1, 222
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 45cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	1, 222	1, 222	
計						1, 222	
単価						1, 222	円／m

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一9号	溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水 性舗装無	単位	m	数量	1	単価 1,394
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	m	1	1,394	1,394	
計						1,394	
単価						1,394	円／m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一10号	溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 実線 20cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価 759
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置		有り 溶融式手動 無し 実線 20cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 黄 鉛・クロムフリー アスファルト舗装 全ての費用	m	1	759	759	
計						759	
単価						759	円／m

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単-11号	転落(横断)防止柵	柵高 0.8m 土中建込	単位	m	数量	100	単価	8,936
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防護柵（横断・転落防止柵）設置工		土中建込 ビーム式・ハネ 3m 無 100m以上(標準) 無 有	m	100	8,936	893,600	円／m	
計						893,600		
単価						8,936		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単-12号	車止めポスト	車止めポスト径 114. 3mm 車止めポスト長さ 850mm	単位	本	数量	1	単価	26, 480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
車止めポスト設置		全ての費用	本	1	26, 480	26, 480		
計						26, 480		
単価						26, 480	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一13号	応急作業		単位	日	数量	1	単価 116, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役			人	1	33, 966	33, 966	
普通作業員			人	3	27, 438	82, 314	
計						116, 280	
単価						116, 300	円／日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
単一14号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価 55, 080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	28, 611	28, 611	
交通誘導警備員B			人	1	26, 469	26, 469	
計						55, 080	
単価						55, 080	円／人日

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-15号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	142, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車による運搬（1車1回）	路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）2.0m 2km 無 無	台	2	71, 000	142, 000		
	計					142, 000		
	単価					142, 000	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-50
	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 無 50mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート	単位	m ²	数量	100	単価 3,944
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役			人	0.137	50,949	6,980	
特殊作業員			人	0.41	45,441	18,630	
普通作業員			人	0.683	41,157	28,110	
改質アスファルト混合物		改質As 密粒 II型(20)DS3000	t	12.573	16,900	212,483	
アスファルト乳剤		PK-4 タックコート用	L	43	111	4,773	
路面切削機運転		7cm以下 一層	日	0.137	279,400	38,277	
路面清掃車運転		7cm以下 一層	日	0.137	96,910	13,276	
アスファルトフィニッシャ運転		7cm以下 一層	日	0.137	187,800	25,728	
ロードローラ運転		7cm以下 一層	日	0.137	81,280	11,135	
タイヤローラ運転		7cm以下 一層	日	0.137	77,510	10,618	
諸雑費（率+まるめ） 16%			式	1		24,390	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 無 50mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート	単位	m 2	数量	100	単価	3, 944
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
計						394, 400		
単価						3, 944	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	処分費（m 3）		単位	m 3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費			m 3					
	計							
	単価						円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 15cm 有り 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価 583
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 実線15cm 制約受ける	m	1,000	418.2	418,200	
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	570	235	133,950	
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	25	180	4,500	
	接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12,125	
	軽油		L	47	136	6,392	
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		7,833	
	計					583,000	
	単価					583	円／m

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 破線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1, 000	単価 604. 1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 破線15cm 制約無	m	1, 000	438. 6	438, 600	
	トラフィックペイント	3 種 1 号 ビーズ 1 5 ～ 1 8 白 溶融型	k g	570	235	133, 950	
	ガラスビーズ	0. 1 0 6 ～ 0. 8 5 0 mm	k g	25	180	4, 500	
	接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12, 125	
	軽油		L	52	136	7, 072	
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		7, 853	
	計					604, 100	
	単価					604. 1	円／m

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価 1,380
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 ゼブラ45cm 制約無	m	1,000	893.52	893,520	
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	1,700	235	399,500	
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	75	180	13,500	
	接着用プライマー	区画線用	k g	75	485	36,375	
	軽油		L	106	136	14,416	
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		22,689	
	計					1,380,000	
	単価					1,380	円／m

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 45cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価 1,222
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 実線45cm 制約無	m	1,000	738.48	738,480	
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	1,700	235	399,500	
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	75	180	13,500	
	接着用プライマー	区画線用	k g	75	485	36,375	
	軽油		L	87	136	11,832	
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		22,313	
	計					1,222,000	
	単価					1,222	円／m

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 矢印・記号・文字 15cm換算 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装	単位	m	数量	1,000	単価 1,394
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 矢印・記号・文字 制約無	m	1,200	987.36	1,184,832	
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	684	235	160,740	
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	30	180	5,400	
	接着用プライマー	区画線用	k g	30	485	14,550	
	軽油		L	139.2	136	18,931	
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		9,547	
	計					1,394,000	
	単価					1,394	円／m

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	区画線設置	有り 溶融式手動 無し 実線 20cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 黄鉛・クロムフリー アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価 759
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	区画線設置（溶融式）	夜間 豪雪無 実線20cm 制約無	m	1,000	433.5	433,500	
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 黄鉛・フリー 溶融	k g	760	370	281,200	
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	33	180	5,940	
	接着用プライマー	区画線用	k g	33	485	16,005	
	軽油		L	51	136	6,936	
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		15,419	
	計					759,000	
	単価					759	円／m

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	土中建込 ビーム式・パネル式 3m 無 100m以上（標準） 無 有	単位	m	数量	100	単価 8,936
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	横断・転落防止柵設置工 土中建込用	ビーム式・パネル式	m	100	2,395.98	239,598	
	防護柵（P種）		m	100	6,540	654,000	
	諸雑費（まるめ）		式	1		2	
	計					893,600	
	単価					8,936	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ホイル式・廃材積込装置付）2. 0m 2km 無 無	単位	台	数量	1	単価	71, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71, 000	71, 000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					71, 000		
	単価					71, 000	円／台	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	路面切削機運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	279, 400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	47, 889	47, 889		
軽油			L	215	136	29, 240		
路面切削機［ホイール式・廃材積込装置付］		排ガス型（第３次）切削幅×深さ 2. 0×0. 2 3 m	供用日	1. 28	158, 000	202, 240		
諸雑費（まるめ）			式	1		31		
計						279, 400		
単価						279, 400	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	路面清掃車運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	96, 910
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	41, 004	41, 004		
軽油			L	39	136	5, 304		
路面清掃車 [ブラシ・四輪式・路面切削工事用]		ホッパ収集容量1. 5 m ³	供用日	1. 15	44, 000	50, 600		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						96, 910		
単価						96, 910	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	アスファルトフィニッシャ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	187, 800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	47, 889	47, 889		
軽油			L	59	136	8, 024		
アスファルトフィニッシャ [ホイール型]	排ガス対策 2 0 1 4 年規制 舗装幅 2. 3 ～ 6. 0 m		供用日	1. 28	103, 000	131, 840		
諸雑費（まるめ）			式	1		47		
計						187, 800		
単価						187, 800	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	ロードローラ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	81, 280
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	47, 889	47, 889		
	軽油		L	29	136	3, 944		
	ロードローラ [マカダム]	排出ガス対策型（２０１４年規制） 運転質量１０ｔ	供用日	1. 28	23, 000	29, 440		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					81, 280		
	単価					81, 280	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-50

	タイヤローラ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	77, 510
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	47, 889	47, 889		
	軽油		L	22	136	2, 992		
	タイヤローラ [普通型・排ガス対策 2 0 1 4 年規制]	運転質量 1 3 ～ 1 4 t	供用日	1. 28	20, 800	26, 624		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					77, 510		
	単価					77, 510	円／日	

R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	77, 345, 631
(2) 共通仮設費 -----	10, 314, 000
(3) 純工事費 -----	87, 659, 631

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	29, 103, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	116, 762, 631
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	20, 387, 369
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	137, 150, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	13, 715, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	150, 865, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	137, 150, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	136, 796, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	124, 360, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額)	20, 387, 446	)
-------------------	--------------	---

工場管理費＜データ無し＞

間接労務費		
間接労務費対象額		
管理費区分 7	0	
間接労務费率	0 %	
間接労務費計算額	0	
	0	
工場管理費		
工場純工事費	0	
非対象額計（一）	0	
管理費区分 5	0	（一般管理費のみ対象額）
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）
工場管理費対象額	0	
工場管理费率	0 %	
工場管理費計上額	0	
	0	

工場管理費＜データ無し＞

間接労務費		
間接労務費対象額		
管理費区分 7	0	
間接労務费率	0 %	
間接労務費計算額	0	
	0	
工場管理費		
工場純工事費	0	
非対象額計 (一)	0	
管理費区分 5	0	(一般管理費のみ対象額)
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)
工場管理費対象額	0	
工場管理费率	0 %	
工場管理費計上額	0	
	0	

工場管理費＜データ無し＞

間接労務費		
間接労務費対象額		
管理費区分 7	0	
間接労務费率	0 %	
間接労務費計算額	0	
	0	
工場管理費		
工場純工事費	0	
非対象額計（一）	0	
管理費区分 5	0	（一般管理費のみ対象額）
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）
工場管理費対象額	0	
工場管理费率	0 %	
工場管理費計上額	0	
	0	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	77,345,631	直接工事費	77,345,631	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	436,080	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		77,345,631	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		76,909,551		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		10.2 %	(10 % × 週休1.02)			
計上額		7,889,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	76,909,551	直接工事費	77,345,631		
非対象額計（－）	436,080				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	436,080	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	76,909,551	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.83 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.83 %				
計上額	638,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	142,000				
運搬費	142,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					8,669,000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	47,712,423	直接工事費	47,712,423	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	240,000	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		47,712,423	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		47,472,423		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.48 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		10.69 %	(10.48% × 週休1.02)			
計上額		5,100,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	47,472,423	直接工事費	47,712,423		
非対象額計 (一)	240,000				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	240,000	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	47,472,423	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	0.91 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率 (補正後)	0.91 %				
計上額	431,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	29,633,208	直接工事費	29,633,208	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	196,080	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7		0	(工場原価)			
管理費区分5		0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9		0	(間接費非対象額)			
管理費区分T		0	(全処分費等のうち3 %または3 0 0 0 万円を超える額)			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		29,633,208	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		29,437,128		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.97 %		0 %		
施工地域等補正		1.2	ICT施工補正	1		
率（補正後）		13.42 %	(13.16% × 週休1.02)			
計上額		3,976,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	29,437,128	直接工事費	29,633,208		
非対象額計 (一)	196,080				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	196,080	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	29,437,128	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	2.26 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地				
率 (補正後)	2.26 %				
計上額	665,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	142,000				
運搬費	142,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					4,783,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	86,014,631	単独（追加工事）直接工事費	77,345,631	単独（追加工事）共通仮設費	8,669,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	86,014,631	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	85,578,551		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.98％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	30.88％（29.98％×週休1.03）		0％		
計上額	26,561,000		0		0
			4,621,955（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	53,243,423	単独（追加工事）直接工事費	47,712,423	単独（追加工事）共通仮設費	5,531,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	53,243,423	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	53,003,423		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30.73％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	31.65％（30.73％ × 週休1.03）		0％		
計上額	16,851,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	34,416,208	単独（追加工事）直接工事費	29,633,208	単独（追加工事）共通仮設費	4,783,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	34,416,208	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	34,220,128		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	31.42％		0％		0％
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	35.6％（34.56％×週休1.03）		0％		
計上額	12,252,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	甲府河川国道事務所 工務第二課	工事番号	2026040001	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			道路改良工事	

工事原価	112, 575, 631				
純工事費	86, 014, 631	現場管理費	26, 561, 000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	112, 575, 631	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	112, 139, 551	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	112, 575, 631				
契約保証に係る補正值	0. 04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	18. 07 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	20, 387, 369				
業務委託料等	0				
調査基準価格	136, 796, 000				
調査基準価格の100/110	124, 360, 000	（ 90. 67 % ）			

業務委託料等<データ無し>

事務所名	甲府河川国道事務所 工務第二課	工事番号	2026040001	第 0 回変更	
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路改良工事

--

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所 工務第二課

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路改良 【新山梨環状道路】		式		1		
道路敷管理工		式		1		
防護柵工		式		1		
立入防止柵設置	柵高H=1.1m 木杭間隔2.0m	m		2,000		
防塵対策工		式		1		
土木シート		m2		20,000		
敷砂利	単粒度碎石 4 号 30-20mm 仕上がり厚 100mm	m2		20,000		
道路除草工		式		1		
道路除草(複合)	肩掛け式	m2		20,000		
除草処分		t		10		
応急処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
応急処理事業工		式		1		
応急作業		式		1		
仮設工		式		1		
仮設進入路		式		1		
敷砂利	再生グラッサラン RC-40 仕上り厚 100m m	m2		734		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装 【上石田】		式		1		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工		式		1		
切削オーバーレイ 【夜間】	7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型 (20)DS3000	m2		2,580		
殻運搬 (路面切削) 【夜間】	切削屑	m3		129		
殻処分	アスファルト殻	m3		129		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		590		
溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		420		
溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 セグメント 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		120		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		39		
溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		380		
溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m		560		
溶融式区画線 【夜間】	溶融式手動 実線 20cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		330		
防護柵工		式		1		
防止柵工		式		1		
転落(横断)防止柵	柵高 0.8m 土中建込	m		496		
車止めボルト工		式		1		
車止めボルト	車止めボルト径 114.3mm 車止めボルト長さ 850mm	本		68		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
応急作業		式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事						(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
純工事費			式		1			
現場管理費			式		1			
工事原価			式		1			

R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 3 月

関 東 地 方 整 備 局
甲 府 河 川 国 道 事 務 所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙 - 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任性特例 2 号の場合の管理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任性特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 2 6 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、専任性特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の専任性特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任性特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

- (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は山梨県内の工事ではない。
 - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者としてすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ（CORINS）への登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
- 2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

第6条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点	山梨県笛吹市石和町広瀬地先	緯度	35° 38' 38"	経度	138° 37' 23"
終点	山梨県甲府市桜井地先	緯度	35° 39' 43"	経度	138° 37' 00"

第7条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にする事。

記載例)

本工事は山梨県笛吹市広瀬地先等において、一般国道20号新山梨環状道路予定地の管理を行うとともに、装工事等を行うものである。

第8条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名及びテクリス番号

業 務 名	テクリス番号
R 4 管内道路整備検討業務	4049038319

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。

(4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は、以下のとおり。

資 料 名	内 容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 1 1 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 1 2 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 1 3 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式 - 9）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 1 4 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev 5.7）令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - （1）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - （2）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - （3）（2）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第17条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」とい

う。)の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第18条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第19条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応す

る。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第20条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第21条 設計図面の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-

1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第22条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第23条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 再生資源の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャー	RC-40	仮設進入路

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 特定建設資材の分別解体等の再資源化等

- (1) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号、最終令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

1) 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (切削オーバーレイ)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	施設の住所又は所在地
アスファルト殻 (切削材)	丸浜興業（株）双葉サ イクルプラント	甲斐市下今井字清水端 1540

※上記 2) については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

3) 受入時間

丸浜興業（株）：8時00分～17時00分（時間外 17時00分～8時00分）

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

4. その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第24条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第25条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

- ５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３ 配合」に従うものとする。

第２６条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成２０年１２月）に基づく電子納品の対象工事である。http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２７条 工事完成図書の作成、納品

１．完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成２０年１２月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

２．提出資料

【電子データ（ＣＤ入り）】

- ・完成平面図 SXF データ（.P21）
- ・完成縦断図 SXF データ（.P21）
- ・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 P 7 3 参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第２８条 施工管理

- １．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和７年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
- ２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和７年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- ３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和７年３月改定)の関連要領等一覧（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第２９条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「２-２撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「２-２撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉塵等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「２-５ 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「６．写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会 <<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない
なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督

職員の承諾を得ること。

第30条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付

し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第31条 BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者間で協議し実施する。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報はBIM/CIM ポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

5. DX データセンターの使用

本工事はDX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料
(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト
(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第32条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷による人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	員 数	備 考
道路改良【上石田】	夜間作業	42人（うち有資格誘導員21人）	
合 計		42人（うち有資格誘導員21人）	

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>。

第33条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたる真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1.2

第34条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第35条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第36条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第37条 交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第38条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第39条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第40条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- （1）積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- （2）さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- （3）過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- （4）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- （5）建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- （6）以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第41条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書1-1-1-36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- （1）当該車両に関する特殊車両通行許可証
- （2）現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な

写真を撮影しておくこと)

(3) 車両通行記録計(タコグラフ) (夜間走行条件の場合のみ)

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第 4 2 条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第 4 3 条 貸付建設機械への受注者名の標示

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業(工事)及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。

なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

第 4 4 条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
環境負荷を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場事務所を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
盗難を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
社会貢献を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費(率)の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第 4 5 条 工 期

1. 工期は、雨天、休日等 106 日を見込み、契約の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、休日には、日曜日、国民の祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内のすべての土曜日を含まれている。

工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に下記の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40 日間
② 後片付け期間	20 日間
③雨休率（猛暑日補正あり） （実働工期日数に休日と悪天候による作業不能日 ※を見込むための係数	0.72

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

1） 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：24日間

2） 8時から17時までの WBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数：4日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（甲府観測所）及環境省（甲府地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

第46条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の（1）～（5）に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- （1）受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- （2）著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- （3）工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- （4）資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- （5）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第47条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙 - 3
）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第48条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取り組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

① 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則。

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況

が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第49条 新技術の活用（新技術の定義）

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術 URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第50条 新技術の活用（施工者選択型）

1. 本工事は、「新技術の定義」に示す新技術のうち原則1技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第49条「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に

記載するものとする。また、活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第 4 9 条「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 5 1 条 新技術活用に係る費用について

1. 新技術の活用に係る費用は応札価格に含むものとし、設計変更の対象外とする。

第 5 2 条 新技術活用の履行について

契約書第 1 8 条及び第 1 9 条の規定による変更等が生じた場合は、提案内容の履行の有無等について、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第 5 3 条 新技術に関する現場実証等について

現場実証に当たっては、技術提案資料として提出された現場実証計画を基に新技術の実証に関する具体的な実施計画を作成し、監督職員と協議を行う。協議を経た実施計画に基づき、現場実証を行い、下記の内容について報告書としてとりまとめ、監督職員に提出するものとする。

1. 実証計画
2. 実証結果
3. 当該技術の開発や開発後の適用にあたっての課題等

第 5 4 条 新技術活用の提案内容に不履行があった場合の措置

受注者の責により、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、実際に確認できた成果に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。

第 5 5 条 建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮

影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R 5. 3」を参考に実施するものとする。 URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に（別紙様式 - 10）を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（6）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

第56条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来型		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 3 0 日（国不建第 2 7 3 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 5 7 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 1 9 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

(1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

- 1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- 2) 契約書第 1 8 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- 3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

(1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式- 1、別紙様式- 2、別紙様式- 3、別紙様式- 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- 1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
- 2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- 3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- 5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
- 6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求める

ことができる。

(3) 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面（別紙様式-5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

(1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

(4) V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第58条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は

記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第50条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に要する費用については、原則として受注者の負担とする。

第59条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第60条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、【新山梨環状道路】、【上石田】で施工を行う工事である。

第61条 道路舗装の長期保証

本工事は、道路舗装の長期保証を規定した工事である。

第62条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、住民事前避難対象地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、

本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

(5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

(6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第63条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第64条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第65条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は（別紙様式-6）に施よるものとする。

第66条 直轄土木工事における賃金・労働時間等への実態調査（試行）

(受注者希望方式)

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
4. 発注者は実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
5. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 2 章 個人情報の取り扱いについて

第 6 7 条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年 5 月 3 0 日法律第 5 7 号）第 6 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

第 6 8 条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 6 9 条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第 7 0 条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 7 1 条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 7 2 条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報に

については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第73条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第74条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後又は解除後において、速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去その他別の方法を指示したときは、その指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合は、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-2）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第75条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について、適時確認することができる。また、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第76条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第77条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 道路維持・修繕

第78条 廃棄物

1. 工事により発生する廃棄物（雑草）の搬出は下記によるものとする。

廃棄物の種類	施設の名称	乗り入れ時間	住所	運搬距離	適用
雑草	鈴建工業（株）	8：00～16：30	山梨県笛吹市御坂町下黒 駒 1602－8	7.5km	

※上記については、積算上の明示であり、処理場を指定するものではない。なお、受注者の指示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とすることができる。

第 4 章 土木工事材料

第 7 9 条 材料

1. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒形については、下記のとおりとする。

呼び名	アスファルト混合物の種類	最大粒形	アスファルト量	適用
改 A ②	改質Ⅱ型密粒度アスコン	20mm	5.5%	切削オーバーレイ

第 8 0 条 区画線

塗装厚については、下表のとおりとする。

- (1) 溶融式（又は常温式）

幅（cm）	厚（mm）	摘 要
15	1.5 mm	夜間に視認性が優れるもの
20		
45		

第 8 1 条 土木シート

防塵対策工で使用する土木シートについては、W=10 cm のラップを行い設置するものとする。

第 5 章 共通編

第 8 2 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでの電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第83条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第84条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請取引検査書類含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第85条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第6章 一般施工

第86条 応急処理工

1. 応急処理における数量については別紙―4の通りとする。

第87条 防護柵設置工における出来形確保対策について

1. 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の建て込み時において、現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、ビデオカメラによる出来形管理とすることができる。
 - (1) 防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（この条において、以下「測定要領（案）」という。）〔国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html> 参照〕の適用範囲外の場合。
 - (2) 受注者が測定機器を調達できない場合。
 - (3) 測定機器が測定要領で定める性能基準を満たさない場合。
 - (4) 非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合。
 - (5) その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合。
4. 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従い行う。
5. ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。
 - (1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況
 - (2) 支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了までの連続撮影なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体については、施工確認書（別紙様式－7）とともに、監督職員へ提出するものとする。
6. これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。
7. 非破壊試験費用は当初見込んでいないが、監督職員と協議のうえ、非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

第88条 路側防護柵工

受注者は、既設防護柵の撤去時に支柱の状況を確認するとともに、支柱の切断等が発見された場合は、その内容を監督職員に直ちに報告しなければならない。

第89条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。提出資料 各2部(原稿1部、コピー1部)

1. 舗装台帳
2. 舗装施工データシート（別紙様式－8の様式）
3. 舗装施工概略図
4. 位置図(1/50,000)
5. 平面図(完成平面図)

第90条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第91条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - (1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - (2) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第92条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I. T. V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自転車駐輪場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐輪場
構造	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄

物	D070	地下横断歩道	施 設	E210	共同溝
	D080	道路 BOX 等		E220	CAB 電線共同溝
	D090	横断 BOX 等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
付 属 物	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標(反射式)		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標(自光式)		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる提出物として、以下のものを電子データにて提出すること。
 - (1) 道路施設台帳作成総括表
 - (2) 道路施設基本データ総括表
 - (3) 道路施設基本データ一覧表
 - (4) 道路施設台帳チェックシート
 - (5) 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - (6) 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - (7) 工事数量総括表

第93条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第94条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

応急処理内訳書

[illegible]

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第45条
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第38条
安全対策関係	☐ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第32条
建設副産物関係	☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第23条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

概略工事工程表

別紙-3

工事名：R8国道20号新山梨環状道路予定地管理外工事

工 種		単位	数 量	令和8年度								令和9年度			備考
				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
準備		日	40												
新山梨環状道路															
防止柵工		式	1												(1pt)
防塵対策工		式	1												(1pt)土木シート、敷砂利
除草工		式	1												(1pt)
応急処理作業工		式	1												(1pt)
仮設進入路工		式	1												(1pt)
上石田															
切削オーバーレイ工		式	1												(1pt)
区画線工		式	1												(1pt)
防止柵工		式	1												(1pt)
車止めポスト工		式	1												(1pt)
応急処理作業工		式	1												(1pt)
片付け		式	1												20日
制約条件	お盆、年末年始	—													・8月中旬、12月下旬～1月上旬
	路上工事抑制	—													・お盆、年末年始、3月
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り)を適用													

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 1 9 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等
(2) 提案理由	
(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式-6(3)

番 号	項目内容

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

○ ○ ○ ○ 殿

特記仕様書「○ VE 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出され
ましたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

[illegible]

(注) 採否に関する問い合わせ先

別紙様式－ 6

様式－ 3 3

年月日：

品 質 証 明 書

工事名：_____

品 質 証 明 記 事				
品 質 証 明 事 項	実 施 日	箇 所	品質証明員氏名 印	記 事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名

施工確認書（案）

工事名

確認者

路側防護柵工（土中埋め込み式）の施工について、社内検査の結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された出来形を確保していることを確認しました。

また、防護柵の所要の根入れ長が確保されていることが確認できる状況（建て込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影した資料（ビデオテープ等）を提出致します。

平成 年 月 日

受注者 住所

氏名

（※施工確認者については、「品質証明員」が行うものとする。但し、品質証明制度を適用していない工事について「主任（監理）技術者」が行うものとする。）

舗装工事データ（データコード：0601）記入シート

1. 路線名

路線番号 現旧新 校番号
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

→1:現道 2:旧道 3:新道

路線名称（枝番がある時、バイパス名等を記入する）

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

3. 車線（車線区分+車線番号）

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

（車線番号はセンター側から数えた車線位置番号）

4. 距離標

キロポスト キロポストからの実距離
(白) | | | | | k | | | | | m — (至) | | | | | k | | | | | m

5. 施工延長

| | | | | | | | | | | | | | | | | | m²

7. 工事実績・計画区分

1：実績（工事完了）
2：計画（工事計画）

10. 補修理由（2つまで選択可）

1：舗装破損（ひび割れ）
2：舗装破損（わだち掘れ）
3：舗装破損（平たん性）
4：舗装破損（骨材飛散）
5：舗装破損（その他）
6：占用復旧

7：通報（段差）
8：通報（振動）
9：通報（騒音）
10：通報（その他）
99：その他
**：不明

3：総合評価
9：その他
*：不明

9. 工事種別

10：改築工事
20：維持工事
30：修繕工事
41：占用工事（ガス）
42：占用工事（電気）
43：占用工事（上水道）
44：占用工事（下水道）
50：諸願工事
99：その他
**：不明

8. 工事発注方式

1：仕様規定
2：性能規定
*：不明

11. 要求性能（2つまで選択可）

1：一般走行性
2：すべり止め
3：排水性
4：透水性
5：路面温度上昇抑制
6：明色性
7：着色性・色彩機能

8：騒音防止・抑制
9：流動対策
10：摩擦対策
11：支持力強化
12：凍結抑制
13：長寿命対策
14：排気ガス浄化対策

15：温度応力クラック抑制対策
16：リフレクシヨッククラック抑制対策
17：骨材飛散対策
99：その他
**：不明

12. 施工年月

元号 年 月
H | | | | |

14. 施工方法

10：新設
20：打換え工法
21：上層路盤打換え工法
22：表層・基層打換え工法
23：局部打換え工法
30：オーバーレイ工法
31：薄層オーバーレイ工法

32：わだち部オーバーレイ工法
33：表面処理工法
34：薄層コンクリート舗装工法
35：シール材注入工法
40：切削工法
41：切削オーバーレイ工法
42：切削薄層オーバーレイ工法

43：切削表面処理工法
44：切削薄層コンクリート舗装工法
50：路上表層再生工法(リミックス)
51：路上表層再生工法(リベープ)
52：路上路盤再生工法
99：その他
**：不明

15-1. 各種舗装の構造別分類

10：サンディッチ舗装
11：コンボジット舗装
12：フルデプスアスファルト舗装
13：砕石マストック舗装
34：ポーラスアスファルト舗装
35：保水性舗装
36：遮熱性舗装
22：スリッパフォーム工法

30：半たわみ性舗装
31：ロードアスファルト舗装
32：フォームドアスファルト舗装
33：砕石マストック舗装
34：ポーラスアスファルト舗装
35：保水性舗装
36：遮熱性舗装
37：透水性舗装

15-2. 特殊技術を用いた舗装

20：シックリフト工法
21：中温化技術
22：スリッパフォーム工法

15-3. 各種舗装の材料別分類

38：プレキャストコンクリート版舗装
39：薄層コンクリート舗装
40：小粒径骨材露出舗装
41：ポーラスコンクリート舗装
42：連続鉄筋コンクリート舗装
43：プレストレストコンクリート舗装
44：転圧コンクリート舗装

38：プレキャストコンクリート版舗装
39：薄層コンクリート舗装
40：小粒径骨材露出舗装
41：ポーラスコンクリート舗装
42：連続鉄筋コンクリート舗装
43：プレストレストコンクリート舗装
44：転圧コンクリート舗装

2. 上り下り区分

1：上り 3：上下
2：下り

16. 路面種別

1：アスファルト舗装(As)
2：ポーラスアスファルト舗装(Po)
3：コンクリート舗装(Co)

【舗装構成】 (20～23. は下記のコード表より記入する 24. 厚さは1cm単位で記入する)

	表 層	中間層	基 層	上層路盤		下層路盤		路 床	
				レベリング	レスリソフ	上層	下層	基盤	道新層
20. 再生材	×	×	×	×	×	×	×	×	×
21. 材料種類									
22. 材料名									
23. 最大粒径									
24. 厚さ (cm)									

21. 材料種類 (材料種類コードが50～74の場合、材料名は空白とする)

コード	材料種類	適用箇所		コード	材料種類	適用箇所	
		表層	基層			表層	基層
10	粗粒度アスファルト混合物	○	○	32	表面充填材	○	
11	密粒度アスファルト混合物	○	○	33	多孔質弾性舗装材料	○	
12	細粒度アスファルト混合物	○	○	40	瀝青安定処理		○
13	密粒度ギャップアスファルト混合物	○	○	41	セメント・瀝青安定処理		○
14	細粒度ギャップアスファルト混合物	○	○	42	セメント安定処理		○
15	開粒度アスファルト混合物	○	○	43	石灰安定処理		○
16	グースアスファルト混合物	○	○	50	粒度調整碎石		○
17	ロードアスファルト混合物	○	○	51	粒調鉄鋼スラグ		○
18	大粒度アスファルト混合物	○	○	52	水硬性粒調鉄鋼スラグ		○
19	半たわみ性アスコン	○	○	60	クラッシュラン		○
20	ポーラスアスファルト混合物	○	○	61	切込砂利		○
21	アスファルトモルタル	○	○	62	砂利		○
22	表面処理用アスコン	○	○	63	クラッシュラン鉄鋼スラグ		○
23	シート防水	○	○	64	玉砕		○
24	塗り防水	○	○	65	砂		○
25	瀝青材防水	○	○	70	切土		○
26	マイクロソーフェニング*	○	○	71	盛土		○
27	砕石マストック(SMA)	○	○	72	置換		○
28	保水性アスコン	○	○	73	発泡スチロール		○
29	シール材	○	○	74	ジオテキスタイル		○
30	セメントコンクリート	○	○	99	その他 ()		○
31	表面塗布材	○	○	**	不明		○

29. 舗装設計法

1：経験に基づく設計法（TA法）
2：経験に基づく設計法（TA法以外）
3：理論設計法（多層弾性理論）
4：理論設計法（その他）
5：コンクリート（土木研究所式）
9：その他
*：不明

30. 疲労破壊輪数

設計期間 | | 年
舗装計画交通量 | | 台／日
疲労破壊輪数 | | 千回
確認方法 1：促進載荷装置による繰り返し載荷試験
2：供試体による繰り返し載荷試験
3：過去の実績
4：舗装の構造に関する技術基準・同解説 別表1
5：舗装の構造に関する技術基準・同解説 別表2

31. 塑性変形輪数

道路の区分 1：第1種、第2種、第3種第1級及び第2級並びに第4種第1級
2：その他
舗装計画交通量 | | 台／日
塑性変形輪数 | | 回／mm
確認方法 1：促進載荷装置による繰り返し載荷試験
2：供試体による繰り返し載荷試験
3：ホイールトラッキング試験
4：過去の実績

32. 平たん性

測定方法 1：3mプロファイルメータによる方法
2：3m直線定規による方法
3：路面性状測定車による方法
9：その他
凹凸量の標準偏差1 | | | | | mm
凹凸量の標準偏差2 | | | | | mm
(標準偏差1: 平たん性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外しない値)
(標準偏差2: 平たん性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外した値)

33. 浸透水量

測定方法 1：現場透水量試験器
9：その他
道路の区分 1：第1種、第2種、第3種第1級及び第2級並びに第4種第1級
2：その他
浸透水量 わだち部（OWP）
| | | | | ミリットル／15秒
非わだち部（BNP）
| | | | | ミリットル／15秒

34. 舗装工事名 (全角・2バイト文字)

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

35. 施工業者名 (全角・2バイト文字)

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

36. フラント名 (全角・2バイト文字)

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

17. 切削（編削）

| | | | | cm | | | | | % | | | | | %

18. 打換率

| | | | | cm | | | | | % | | | | | %

19. 空疎率

| | | | | cm | | | | | % | | | | | %

◆記入要領◆

・該当コード番号を○で囲む。
・□□欄は数値・コードを記入し、不明の場合は「*」を記入する。

20. 再生材

コード	再生材	コード	再生材
0	未使用	2	再々生
1	再生	*	不明

22. 材料名

コード	材料名	コード	材料名	コード	材料名
01	ストアス	17	アスファルト乳剤	41	セメント
11	改質アスⅠ型	20	樹脂系結合材	42	石灰
12	改質アスⅡ型	21	エポキシアスファルト	99	その他
13	改質アスH型	22	加熱式注入目地・シール材	**	不明
14	その他の改質アス	23	常温式注入目地・シール材		
15	セミプローンアス	30	添加剤		
16	硬質アスファルト	40	乳剤・セメント		

23. 最大粒径

コード	最大粒径 (mm)	コード	最大粒径 (mm)
01	2.5	07	2.5F
02	5	08	5F
03	8	09	8F
04	10	10	10F
05	13	11	13F
06	20	12	20F

25. TA

| | | | | cm | | | | | %

26. CBR

27. 路床改良の有無

1：改良有
2：改良無
*：不明

28. 路床構築の有無

1：構築有
2：構築無
*：不明

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式（案） （様式No）	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考		
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎			
								受注者	受注者				受注者 保管							
工事着手前	作成書類 の 役割 分担	設計 審査 会 で 確 認	1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認	
			2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-		○					○						令和○年○月○日設計審査会で確認	
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○		○										土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認	
			5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認	
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-		○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-1-15	-	○		○											令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約 図書	設計 図書	8	工事請負契約書	－	－	○													
			9	共通仕様書	－	－	○													
			10	特記仕様書	－	－	○													
			11	発注図面	－	－	○													
			12	現場説明書	－	－	○													
			13	質問回答書	－	－	○													
			14	工事数量総括表	－	－	○													
	契約関係書類		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○					○							
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○								契約書を作成する全ての工事
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○								
			18	掛金収納書（電子申請方式）	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○				○								電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○					○							
			20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○					○							
			21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○					○							
			22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○					○							
			23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○					○							
			24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○								
			25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○							
	その他		26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○			○									契約図書で規定された場合に提出する。
			27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○				○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	－		○				○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29	建設発生土搬出調査	特記仕様書	－		○				○								
			30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○				○								
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○				○							工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。	
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	－		○				○								
			33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○				○								
			34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-38-1	－		○				○								
	35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）	－			○				○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。		
	2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○				○							・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び 一次下請人 の営業業以外は不要	
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-		○				○								
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○				○								
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○													
			40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○				○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
			41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○				○								
			42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○				○								
			43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○				○								
			44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○				○								
			45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○				○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
			46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○					○							設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
			47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○					○							・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は 不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類						工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎		
									受注者	受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課					受注者 保管	
施 工 中	工事書類	3 施工 状況	④ 安全 管理	48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○				○					・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○						○			ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。	
				50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○					○				監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○			○			○			事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○			○						事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
				53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○			○						工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。	
			⑥ 品質 管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○			○					指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。		
	契約関係書類	中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○						
				56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○						
		完済 部分 検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○						
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○						
				59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○						
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○				○						
		既済 部分 検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○						
				62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○				○					中間技術検査時にも提出する。	
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○				○						
				63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○						
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○						
				65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○					部分使用がある場合に提出する。	
		工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○					工期延期が発生する場合に提出する。	
				支給 品	建設 機械	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○				○				
	68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3			様式－25		○				○					支給品がある場合に提出する。		
	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5			様式－26		○				○					建設機械の貸与がある場合に提出する。		
	70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項			様式－27		○				○					建設機械の貸与がある場合に提出する。		
	現場発生品		71	現場発生品調査書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○				○						現場発生品がある場合に提出する。	
			その他		72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○				○					既済部分検査等の際に提出する。
	73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)			共通仕様書1-1-1-19-2	－		○					○				・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。		
	74	建設発生土搬出調査書			特記仕様書	－		○					○						
	75	建設発生土搬出のお知らせ			特記仕様書	－		○					○						
	76	新技術活用関係資料			特記仕様書	－		○					○				新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
工 事 完 成 時	契約関係書類		77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○							
			78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○							
			79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○				○							
	工事書類		80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○				○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。		
			81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○				○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。		
			82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○				○					・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要		
			83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○				○				☆	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。		
			84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○				○					総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。		
			85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○				○					自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1 工事につき最大10項目までの提出とする。		
	工事完成図書		86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○				○			○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
			87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○				○			○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
	その他		88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○				○					該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
			89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○				○					該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工 事 後 完	その他		90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	－	○	○				○					「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・換尺及び目標確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

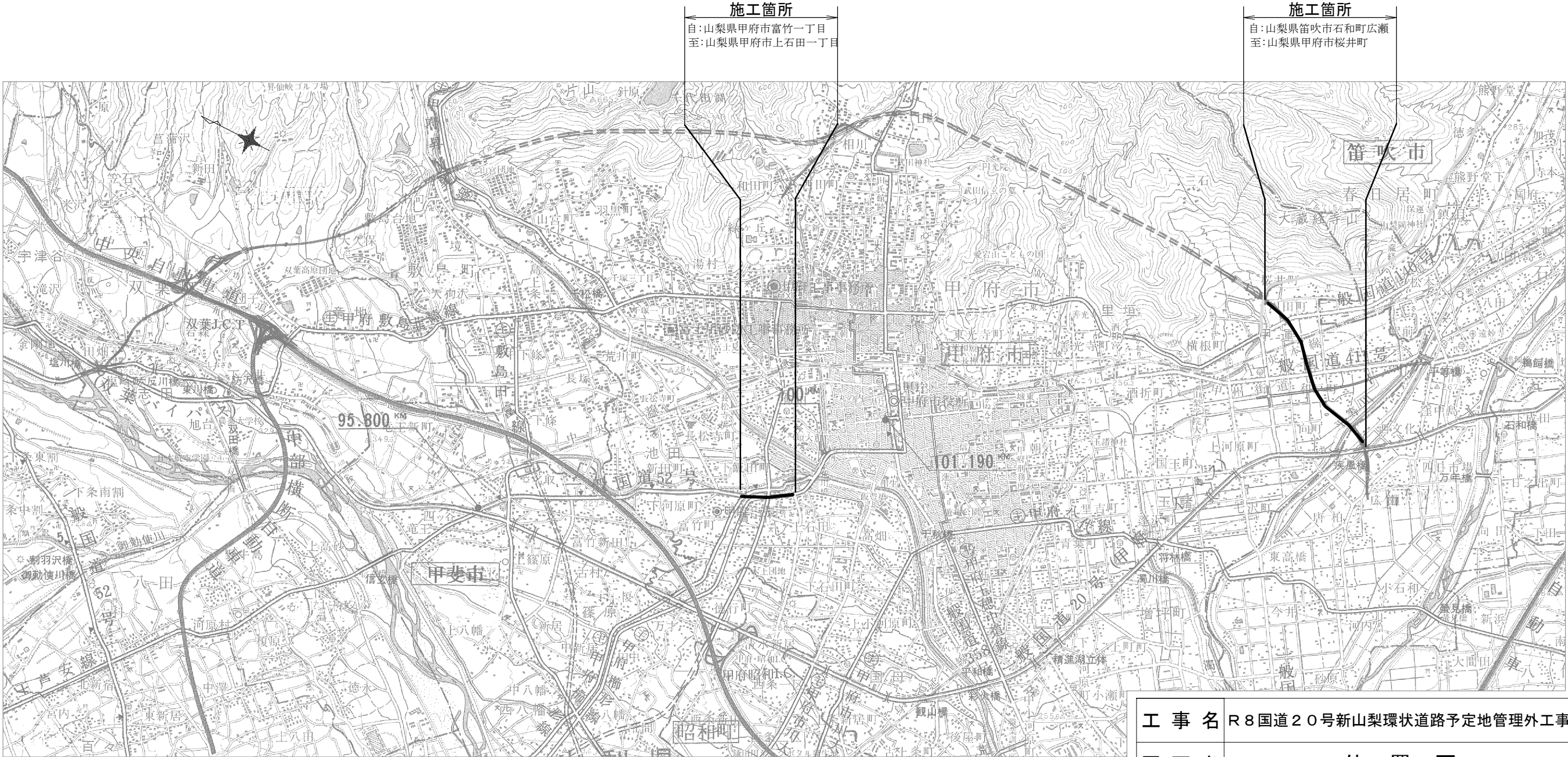
●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員PCとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

位置図 S=1:50,000

平面図
(甲府市・甲斐市)



工 事 名		R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事							
図 面 名		位 置 図							
縮 尺		1:50,000		図面番号		10 の 1			
年 月 日		令和 8 年 3 月 日							
設計会社名		大日本コンサルタント 株式会社							
所 長		副 所 長		課 長		係 長		設 計	
事務所名		国土交通省 甲府河川国道事務所							

新山梨環状道路 平面図 S=1:400

立入防止柵設置 L=2,000m、土木シート A=20,000m²、敷砂利 A=20,000m²、道路除草 A=20,000m²

起点
No. 00+00

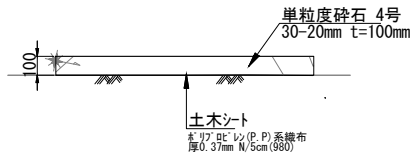
終点
No. 20+97.51

立入防止柵設置(木杭)

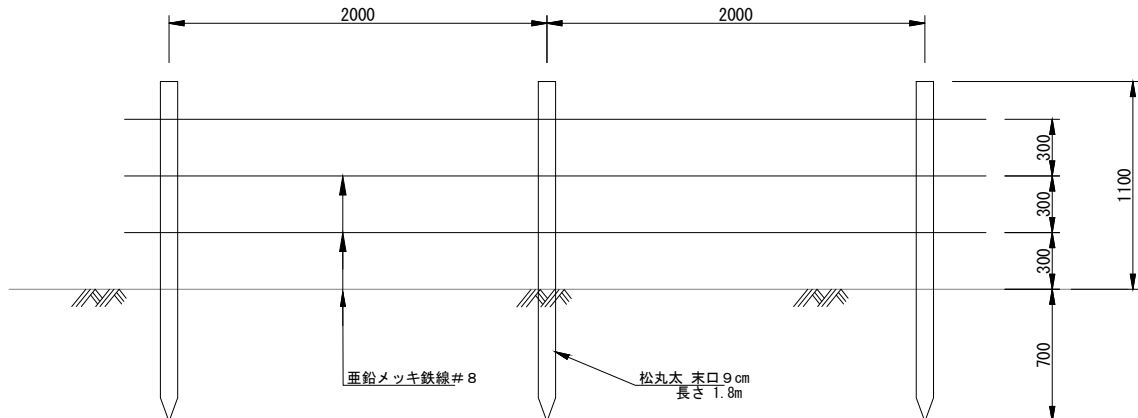
S=1:20

防塵対策工

S=1:20



防塵対策 材料表		100m ² 当り		
名 称	単 位	数 量	摘 要	
土木シート	m ²	108		
単粒度砕石 4号 30-20mm t=100mm	m ³	10		



立入防止柵設置 数量表

100m当り

名 称	単 位	数 量	摘 要
松丸太 末口9cm 長さ1.8m	本	50	
亜鉛メッキ鉄線 #8 径4mm	m	300	10.1m/kg

(新山梨環状道路)

工 事 名	R8国道20号新山梨環状道路予定地管理外工事		
図 面 名	新山梨環状道路 平面図		
縮 尺	図 示	図面番号	10 の 2
年 月 日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

仮設進入路平面図 S=1:750/

仮設進入路W=2.0m
L=165.6m

仮設進入路W=2.0m
L=78.0m

仮設進入路W=2.0m
L=74.2m

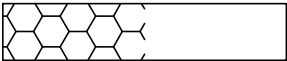
仮設進入路W=2.0m
L=49.2m

仮設進入路構成図

S=1:15

路 盤

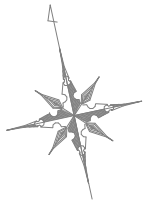
再生クシャーラン
RC-40
t=10cm



100

(新山梨環状道路)			
工 事 名	R 8 新山梨環状道路予定地管理外工事		
図 面 名	仮設進入路平面図		
縮 尺	図 示	図面番号	10 の 3
年 月 日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。



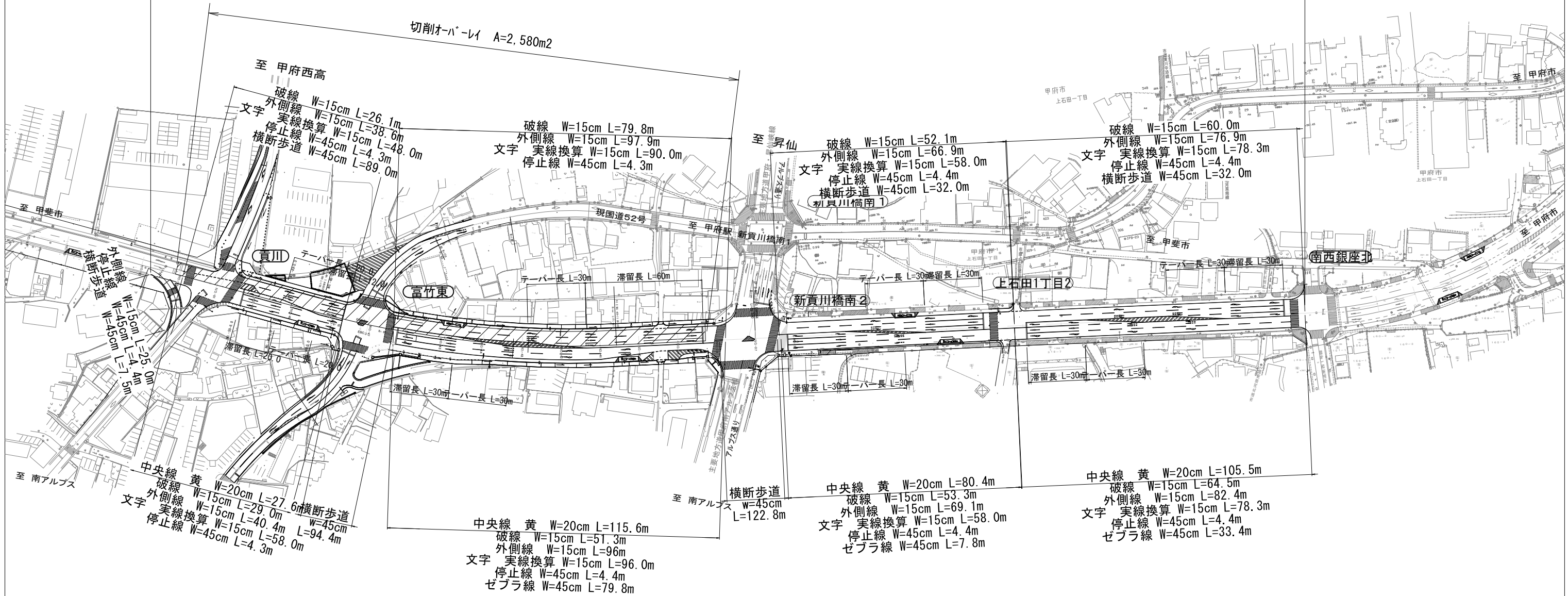
上石田 平面図（１）S=1:1,000

工事起点
No. -52-18.00

工事終点
No. -22-12.50

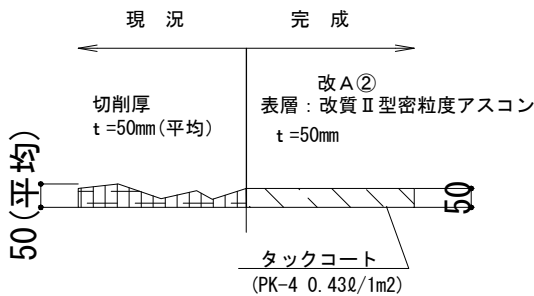
施工範囲

切削オーバーレイ A=2,580m²



切削・オーバーレイ詳細図

S=1:20

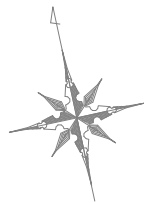


凡例

切削オーバーレイ

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

(上石田)			
工 事 名	R7国道138号新屋裾幅上吉田地区改良工事		
図 面 名	上石田 平面図（1）		
縮 尺	図 示	図面番号	10 の 4
年 月 日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

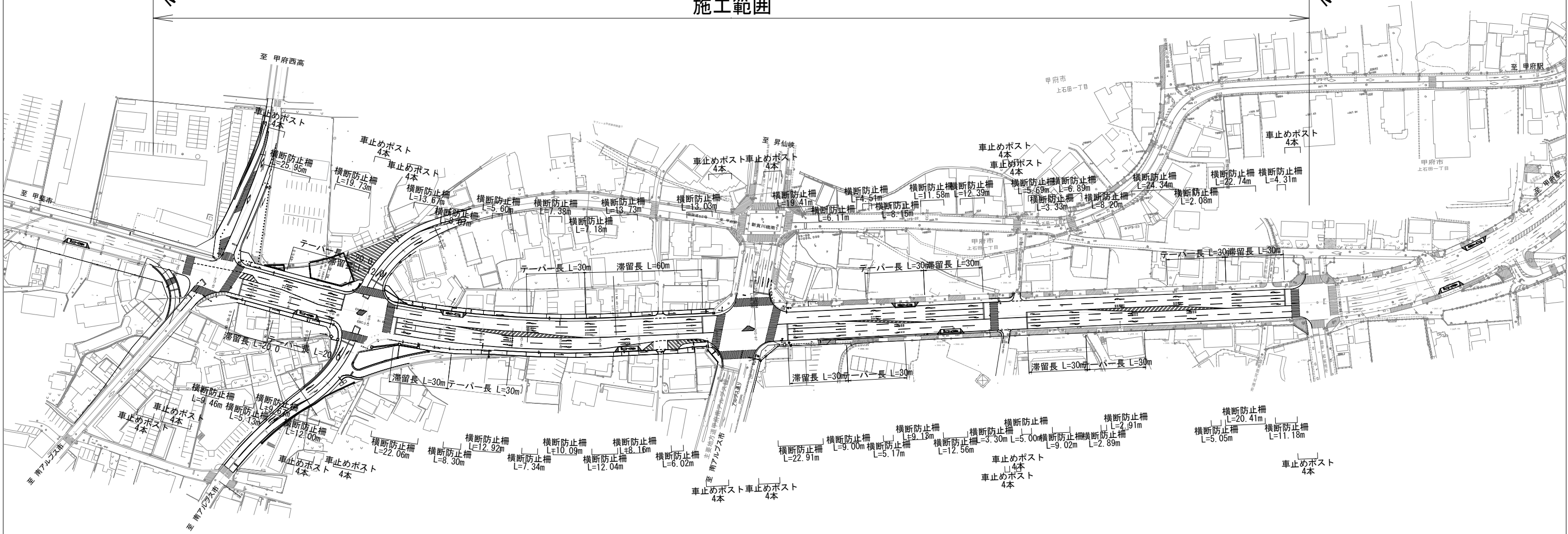


上石田 平面図（２）S=1:1,000

工事起点
No. -52-18.00

工事終点
No. -22-12.50

施工範囲

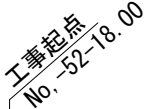


(上石田)

工 事 名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事		
図 面 名	上 石 田 平 面 図 （ 2 ）		
縮 尺	1:1,000	図面番号	10 の 5
年 月 日	令 和 8 年 3 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

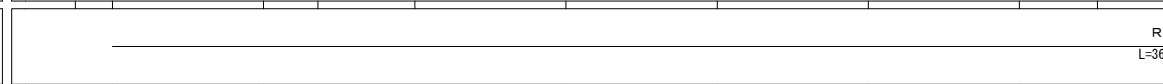
V=1 : 100
H=1 : 500



貢川交差点
-51-3.73

KBM. 2-1
H=270. 461

新設交差点
NO. -47-3.31

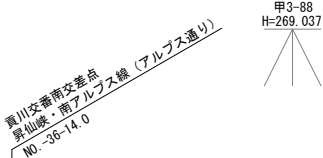
片勾配 すりかけ図	曲線図	測点	単距離	追加距離	地盤高	計画高	切土高	盛土高	勾配		
		-4.900	4.900	-1264.900							
		NO.-63	20.000	-1260.000	271.173						
		NO.-62	20.000	-1240.000	271.135						
		-12.800	7.200	1232.800	271.099						
		NO.-61	12.800	-1220.000	271.035						
		NO.-60	20.000	-1200.000	270.997						
		NO.-59	20.000	-1180.000	270.952						
		NO.-58	20.000	-1160.000	270.897						
		NO.-57	10.300	-1140.000	270.844						
		NO.-56	9.700	-1120.700	270.790						
		NO.-56	20.000	-1120.000	270.739						
		NO.-55	20.000	-1100.000	270.645						
		NO.-54	20.000	-1080.000	270.542						
		NO.-53	20.000	-1060.000	270.461						
		NO.-52	20.000	-1040.000	270.395						
		NO.-51	0.047	-1020.000	270.375						
		NO.-50	20.000	-1000.000	270.241						
		BC 2	12.093	-967.907	270.100						
		NO.-48	7.907	-960.000	270.186						
		NO.-47	1.981	-940.000	269.987						
NO.-46	20.000	-920.000	269.812								

(上石田)

工 事 名	R8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事		
図 面 名	上石田 縦断面図 (1)		
縮 尺	1:1,000	図面番号	10 の 6
年 月 日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

V=1 : 100
H=1 : 500

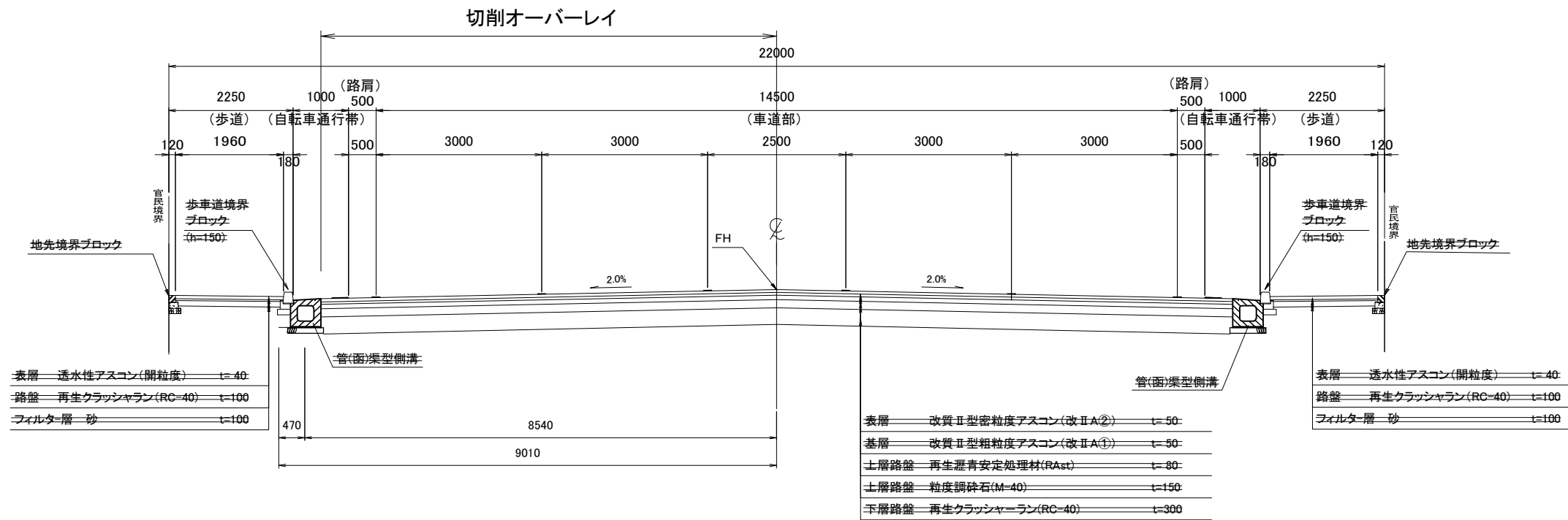


(上石田)		
工 事 名	R 8 国 道 2 〇 号 新 山 梨 環 状 道 路 予 定 地 管 理 外 工 事	
図 面 名	上 石 田 縦 断 図 (2)	
縮 尺	1 : 1 , 0 0 0	図 面 番 号 1 0 の 7
年 月 日	令和 8 年 3 月 日	
設計会社名	—	
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所	

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

上石田 標準横断図

S=1:50

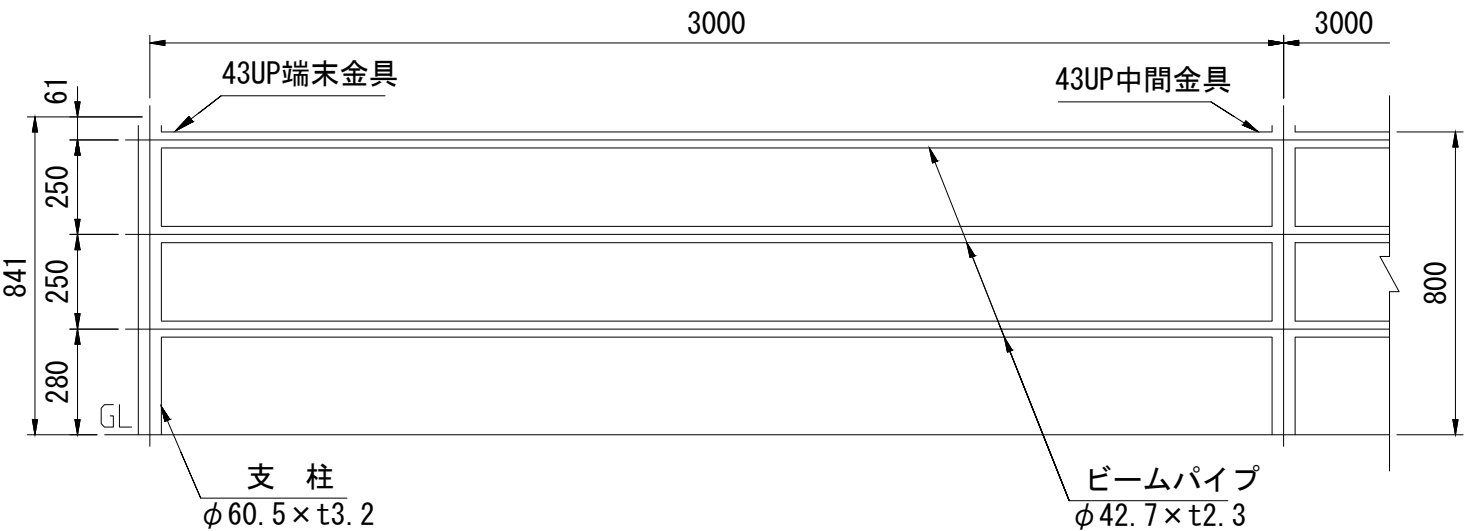


(上石田)

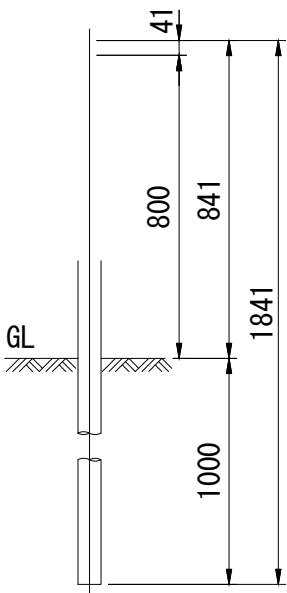
工 事 名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事		
図 面 名	上石田 標準横断図		
縮 尺	1:50	図面番号	10 の 8
年 月 日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

横断防止柵

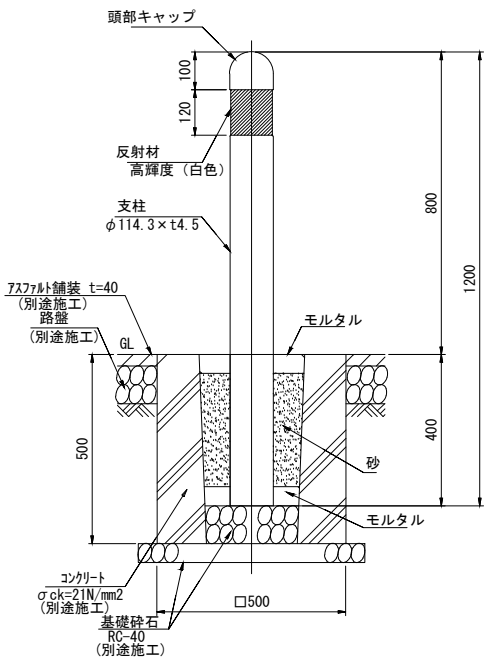
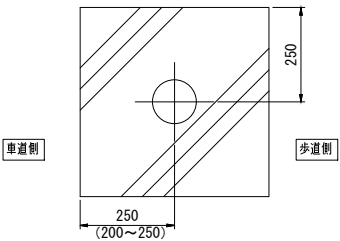


土中式



横断防止柵 材料表				10m当り
名 称	規 格	単位	数量	摘 要
横断防止柵	土中式 H=0.8m	m	10.0	ビームパイプ式

車止めポスト
(参考図)



車止めポスト規格表		
品 名	材 質	摘 要
頭部キャップ	SGHC	亜鉛めっき+静電粉体塗装
支 柱	STK400相当	高耐食溶融めっき+静電粉体塗装
反射材	高輝度反射シート	白 色

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(上石田)			
工 事 名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事		
図 面 名	上石田 道路附属施設構造図		
縮 尺	1:50	図面番号	10 の 9
年 月 日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

数量総括表

【新山梨環状道路】

工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	摘要
道路敷管理工	防護柵工	立入防止柵設置	柵高 H=1.1m 木杭間隔 2.0m	m	2,000	
	防塵対策工	土木シート		m2	20,000	
		敷砂利	単粒度碎石 4号 30-20mm 仕上がり厚 100mm	m2	20,000	
	道路除草工	道路除草(複合)	肩掛け式	m2	20,000	
		除草処分		t	10	
応急処理工	応急処理作業工	応急作業		式	1	
仮設工	仮設進入路	敷砂利	再生ｸﾞﾗﾝｳｰﾝ RC-40 仕上り厚 100mm	m2	734	

【上石田】

工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	摘要
舗装工	切削ﾌｵｰﾚｲ工	切削ﾌｵｰﾚｲ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型 (20) DS3000	m2	2,580	
		殻運搬(路面切削)	切削屑	m3	129	
		殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	129	
区画線工	区画線工	溶融式区画線【夜間】	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	590	
		溶融式区画線【夜間】	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	420	
		溶融式区画線【夜間】	溶融式手動 ｾﾞﾌﾞﾗ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	120	
		溶融式区画線【夜間】	溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	39	
		溶融式区画線【夜間】	溶融式手動 実線 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	380	
		溶融式区画線【夜間】	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m	560	
		溶融式区画線【夜間】	溶融式手動 実線 20cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	330	
防護柵工	防止柵工	転落(横断)防止柵	柵高 0.8m 土中建込	m	496	
	車止めﾎﾞｰｽﾄ工	車止めﾎﾞｰｽﾄ	車止めﾎﾞｰｽﾄ径 114.3mm 車止めﾎﾞｰｽﾄ長さ 850mm	本	68	
応急処理工	応急処理作業工	応急作業		式	1	
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員		式	1	

工 事 名	R 8 国道 2 0 号新山梨環状道路予定地管理外工事		
図 面 名	数量総括表		
縮 尺	—	図面番号	10 の 10
年 月 日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		